

# 魚沼市農業応援元気づくり事業

## ○目的

人口減少および少子高齢化が進行する本市において、地域の営農体制維持や発展のために地域農業者が主体となって組織する団体が行う多様な活動に要する経費に対して、補助を行うものです。

## ○交付の基準

魚沼市農業応援元気づくり事業実施団体へ登録すること。(登録申請書の提出が必要になります。)

## ○補助対象者

市内に住所または本拠地を有する農業者5戸以上で構成された団体で、申請時に下記のいずれにも該当するもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・団体の運営に係る規約の定めがあること。
- ・構成員全員が本補助事業の交付対象となっている他の団体に属していないこと。
- ・構成員全員が市税を滞納していないこと。
- ・魚沼市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者。

## ○補助要件

次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- ・地域農業の継続、発展に資する活動であると認められるもの。
- ・特定の農業者、団体の利益になる活動でないこと。
- ・他の補助事業の対象となっていないもの。
- ・同一年度内における同一の補助対象者の申請は1回までとする。

## ○補助率

対象事業費の10分の10以内で上限10万円

## ○補助対象経費

### ・補助の対象になるもの

・ 農道や水路の草刈や軽微な補修に係る作業日当
・ 上記の作業に必要な備品や消耗品の購入（草刈機、草刈刃、混合油、砂利など）
・ その他、市長が適当と認めたもの。

※作業日当の支出には作業に係る日当単価等を定めていただく必要があります。

### ・補助の対象にならないもの

・ 団体の運営に係る経常的な経費（ガス、水道、光熱費、通信費など）
・ 特定の個人や団体等の利益となるようような営農活動に係る経費（※）
・ 事務作業に係る人件費
・ 飲食費（会議等の際に参加者に供する湯茶は除く）
・ 他の目的に転用できる備品等の購入（PC、スマホ、タブレットなど）
・ 租税公課
・ 作業委託等の外注費
・ その他、市長が不適当と認めたもの

※田植や収穫等の日当や苗の購入費用など。